

いじめ防止のための精華町・精華町教育委員会の対応

【1】精華町いじめ問題対策連絡会議

精華町教育委員会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体と連携を図るため、本対策連絡会議を設置し、情報共有や課題交流を行う。

重大事態対応フロー図

学校から重大事態発生への報告

報告

精華町教育委員会が重大事態における調査を実施

- ◆従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合
- ◆学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

調査開始

【2】精華町いじめ防止対策推進委員会

精華町教育委員会の下に、法第14条第3項に定める附属機関として、公平性・中立性を確保し、第三者機関として調査する。

報告

- ◆調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ◆関係者の個人情報を十分配慮すること。ただし、個人情報を楯に説明を怠ることがあってはならない。

いじめを受けた
児童生徒及び保護者

報告

精華町教育委員会

報告

- ◆いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の報告を受け、調査結果に添える。

所見表明

精華町長

再調査実施

- ◆町立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは調査結果について再調査を行う。

【3】精華町いじめ調査委員会

町長は、町議会へ報告(法第30条第3項)するとともに、附属機関(法第30条第2項)として、本調査委員会(再調査委員会)を設置し、公平性・中立性を確保し再調査する。

報告

精華町議会

【4】精華町いじめ防止実務担当者会議

いじめに関する調査・分析・学校等からの報告や連絡を受けた事例の検討、いじめ防止の具体的な取組・教職員研修の企画等、実務的な分担を担う。